

## 「鎌倉市空家等対策計画（案）」及び「鎌倉市特定空家等に対する措置に関する対応指針（案）」に対する意見募集

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、同法の規定に基づく「空家等対策計画」及び「特定空家等に対する措置に関する対応指針」の策定に取り組んでいるところですが、今回、それぞれの案をまとめましたので、次のとおりご意見を募集します。

### 1 意見募集期間

平成 28 年 12 月 5 日（月）から平成 29 年 1 月 10 日（火）

### 2 意見の提出方法及び提出場所

持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかをお願いします。

|        |   |
|--------|---|
| 持 参    | 「本庁舎 3 階 まちづくり政策課」、「本庁舎 1 階ロビー・鎌倉生涯学習センター・中央図書館・腰越図書館・深沢図書館・玉縄図書館の意見回収箱」へ |
| 郵 送    | 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号<br>鎌倉市まちづくり景観部 まちづくり政策課                        |
| F A X  | 0467-23-8700（宛て先に課名をご記入ください。）   |
| E-mail | toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp  |

※ 意見書の様式に特に決まりはありませんが、別添の書式をご利用いただくと便利です。意見書には、住所・氏名（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）・電話番号の記入をお願いします。

※ 電話でのご意見はご遠慮ください。

※ Eメールの場合、必ず件名の記載をお願いします。

### 3 提出期限

平成 29 年 1 月 10 日（火）【当日必着のこと】

### 4 その他

いただいたご意見とそれに対する鎌倉市の回答は、平成 29 年 2 月上旬頃にホームページにて公表いたします。なお、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

### 5 お問い合わせ先

鎌倉市 まちづくり景観部 まちづくり政策課  
電話 0467-23-3000（内線 2824）